

生活保護老齢加算の引き下げを合憲とする不当判決に抗議し、生活保護の住宅扶助基準と冬季加算の削減に強く反対する決議

- 1 (1) 2014年10月6日、最高裁判所第一小法廷（山浦善樹裁判長）は04年から06年にかけて段階的に行われた生活保護の老齢加算の減額・廃止の保護変更決定処分取消しを求めた福岡と京都の上告人（第1審原告）らに対し、上告を棄却し、老齢加算の廃止を合憲とする不当判決を言い渡した。東京の原告らに対する訴訟でも最高裁は2012年に同様の判決を言い渡している。

老齢加算は「加算」という名称ではあるが、加齢に伴う生活需要を満たすために1960年から支給されてきたものである。すなわち、老齢加算があってはじめて高齢者は最低限度の生活を維持することが出来ていたのであり、決して「おまけ」で支給されてきたものではない。老齢加算が廃止され、生活扶助費の約2割も削減された高齢者は、「1日2食にしている」「風呂に入るのを我慢している」「親族の冠婚葬祭に出られない」「日帰り旅行にも行けない」など文化的な生活を送ることが出来なくなった。

しかし、判決ではこれら高齢者の置かれた具体的な生活状況を検討することはなく、厚生労働大臣の裁量権の逸脱はないとした。

安倍内閣は、生活保護の生活扶助基準額本体を3回にわたって段階的に平均6.5%、最大10%引下げることを決定し、2013年8月、2014年4月に引き下げを行い、2015年4月に3回目の引き下げを計画している。今回の最高裁の判決は、厚生労働大臣に広範な裁量を与えるものであり、生活扶助基準本体の引き下げを進める安倍内閣を追認するものと言わざるを得ない。人権保障最後の砦としての司法の役割を放棄したに等しい判決である。

- (2) 2014年7月15日の厚生労働省の発表では、相対的貧困率は1985年以来最悪の16.1%であり、国民の6人に1人が貧困状況にある。

このように国民に貧困が広がっている中、生活保護の役割が一層重要になっているはずであるにもかかわらず、これを切り捨てる国の政策を追認した最高裁判決に強く抗議する。

- 2 現在審議されている社会保障審議会生活保護基準部会では、生活保護の住宅扶助や11月から3月までの期間に支給される冬季加算の見直しが議題として上がっている。

- (1) 審議で厚生労働省は、一般低所得者の家賃は住宅扶助基準額の上限よりも低いこと、最低居住面積水準に到達していない世帯の割合は全国の民間借家で約3分の1となっていることなどを資料で示し、一般低所得者と比べて住宅扶助基準が高額であることや生活保護受給世帯が最低居住面積水準に到達していない住居に住むことは仕方ないという結論を導こうとしている。

しかし、①一般低所得者の家賃には公営住宅や社宅の家賃も含まれており、純粋な民間賃貸住宅の家賃より低額とされてしまうからこれとの比較は不当である、②住宅扶助基準の上限の家賃を支払っている生活保護利用者は約4割に過ぎず約6割が上限以下の家賃で生活していることを無視している、③国が定めた最低居住面積水準に達していない世帯を早急に達するようにするのが国の役目であるのにこれをせず、現状を追認して住宅扶助基準を引き下げることが国の役目を放棄しているなどの批判がされている。

住宅扶助基準を見直すのであれば、現在の住宅扶助費では低額であり、都市部や多人数世帯では転居先が見つからない事態が生じていることから実態に見合った金額に

引き上げるべきである。

(2) さらに、審議で厚生労働省は、沖縄と北海道の光熱費を比較し、光熱費の地域差は2倍弱であるにもかかわらず冬季加算は4倍以上の地域差が生じているとの資料を示し、冬季加算を削減する結論を導こうとしている。

しかし、これに対しても、①本来比較すべきは他の地域とではなく当該地域で生活したら光熱費がいくらかかるのかを比較するべきであり、地域差を持ち出すことに根拠はない、②冬季加算が支給されない時期（10月と4～5月）の光熱費も冬季加算で賄っている現状を無視している、③北国の夜は長く在宅時間が長くなるため今の冬季加算額だけでも灯油代や電気代が足りない、④ストーブの掃除代、雪用の長靴など冬季加算では賄えない費用もあるなどの批判がされている。

冬季加算は冬を乗り切るための命綱であり、削ることが出来ないニーズである。

冬季加算を議論するのであれば、真に現在の冬季加算額が需要を満たしているのかを議論するとともに、熱中症対策としての夏季加算を創設することも検討するべきである。

3 貧困の拡大は、低賃金・不安定雇用の増加と低年金・無年金者が増大したという社会的・構造的な問題が背景にある。

しかし、自民党の憲法改正草案24条1項「家族は、互いに助け合わなければならない」と規定し、国の責務としての社会保障を放棄することを目指し、現時点でも「自らの生活を自ら又は家族相互の助け合いによって支える自助・自立を基本」（プログラム法案骨子）としている。

これは、生存権を定めた憲法25条を空文化するものであり、絶対に容認できない。自由法曹団は、生活保護をはじめとした社会保障のいっそうの拡充、雇用の安定に向けていっそうの奮闘をするものである。

2014年10月20日

自由法曹団 福井・あわら総会